

大 博物館

NO. **21**
1999.1

津山郷土博物館

だより



東一宮村山方東組西組絵図 本館蔵

天保8年2月に作成された津山藩領内の村絵図の中の1点である。この村絵図は山北村の大庄屋家に伝えられたもので、大庄屋としての管轄区域の村々の絵図が一括で残されていた。村絵図の点数は15点。西北条郡、東南条郡に含まれる村々である。

様式は統一されており、赤が道筋、黄色が耕地、灰色が山、水色が川池を表わす。そして村の石高が記載され、庄屋・組頭が事実と相違ない絵図であることを証する。

村の形はかなり正確に描いてあり、また隣村名が必ず記載されていることから、村々の正確な形と境

界を確定しようとする藩側の意図が伺われる。

同様の天保8年の絵図が他の大庄屋管轄地域にも残されていることから、天保の国絵図作成に関連して村の現況を調査させたものであろう。

さて、近世の村の景観は、地理的な景観のみでは捉えきれない心理的な景観を多分に有している。そこには生活観に裏打ちされた独自の世界があり、居住地域・耕作地域・周辺地域が重層的に存在し、それらは例えば「ムラ」「ノラ」「ハラ」といった言葉で表現される。村絵図は、こうした近世の人々の思いを現在に伝える貴重な資料でもある。

はじめに

江戸時代には画業に携わる人々を一般に絵師と呼び、絵師といえば芸術的な仕事をしていたと考えられがちである。実際、世の中に数多くの作品を残す著名な絵師たちはそういった芸術的な仕事をしてきたが、しかし、近世社会における絵師の存在理由はそれだけではなかった。これまでの先行研究は少ないが（註1）、彼らも実務的な仕事で必要とされることがしばしばあり、そうした面からも絵師たちの社会的な役割を考えてみる必要がある。

絵師たちの重要な仕事のひとつに、絵図面の作成という仕事がある。例えば、正保2年には森家の絵師、狩野新兵衛と嘉右衛門が幕府に提出するための美作国絵図を作成している。また、こうした大きな仕事ばかりではなく、日常的には藩の必要に応じて様々な絵図の作成に関わっていたと思われる。これは、松平藩時代の絵師たちも同様である。そして、こうした藩の御用絵師とは別に、町人や農民などの様々な需要を請けて町や村の絵師も絵図面を作成していた。このような場合には絵図師と称されることも多い。

そうして製作された町や村の絵図の中でも比較的多く残されている論所絵図は、近世の町や村の様子を生き生きと伝えてくれるが、残念ながら絵師の署名が残されることはなく、また絵図作成の具体的な記録も少ない。そのため作成者やその製作過程についてはほとんど知ることができない。しかし、そうとは言っても論所絵図は非日常的な特別な事件がその作成背景としてあるために、比較的多くの文書資料とともに残存している。そして、それらの中には絵師に関するものも少しではあるが見ることができるのである。

ここでは、享保年間に美作国内で起きた入会地争論を材料として、近世農村において頻発している山論訴訟の中での絵師の関わり方を、具体的な農民たちの動きや意識とともに概観してみたい。

山論訴訟の発端

ここで取り上げる争論は享保7年から享保9年にかけて争われた入会地論争で、幕府領に属する勝北郡堀坂村と津山藩領の東北条郡綾部村がその当事者であった。

享保7年9月、堀坂村は綾部村を相手取って入会地訴訟を起こした。古来堀坂村が入会地として利用

してきた野山を、享保7年7月から綾部村によって入会を留められたと古町の幕府代官所に訴え出たのである。

代官所からは津山藩に訴状の内容が伝えられ津山藩内部での調査が依頼された。そして、綾部村の反論が代官所に伝えられたのであるが、その後も解決することなく、翌享保8年7月、堀坂村は幕府評定所での評決を受けるべく寺社奉行所に訴状を提出した。

絵師の調達

この訴訟は幕府領と津山藩領という支配違いの争論であったため、最終的な裁許は幕府評定所に委ねられることとなる。訴状の提出を受けた評定所では、「双方致誓詞論所江立合場所無相違様ニ老枚絵図仕立」で、享保8年10月25日に評定所へ出向いて対決するようにとの指示を出している。

ここに双方の当事者が証拠資料と絵図を携えて江戸に行かなければならなくなった。そして、まずは現地の正確な絵図が必要となったのである。

この絵図を作成する段階で絵師が必要となる。この時に注目すべきなのは、多少の絵心のある農民くらいは村の中にも居るのではないと思われるが、専門の絵師を雇い入れることが当然とされていることである。そして、この事例では、双方の村で話し合っただけで絵師を一人雇うことになった。しかし、なかなか絵師が雇えなかった。結局堀坂村の側が栄雲という絵師を見つけたので、いよいよ絵図作成のための絵図小屋が争論の現地に建設される運びとなった。

ところが、この段階になって堀坂村では更に備中に人を遣わして別の絵師を探していることが露見したのである。綾部村では納得できないとして、今後は双方が独自に絵師を雇うことに定め、栄雲を綾部村で雇い入れたのである。結局堀坂村は別の絵師を雇い入れ、双方の絵師が堀坂村の氏宮で一枚の起請文を作成した。起請文の案文は幕府評定所から与えられたもので次のような前書となっていた。

起請文前書

- 一論所無相違有体ニ絵図仕立可申事
 一論所ニ付双方何角好有之候共其所与相違仕候ハ、絵図ニ書付申間敷候事
 附たとひ拙者親類縁者好身之者を以双方何角

相頼候共絵図之面少茂蟲履偏頗仕間敷候事
一絵図手間代約束之外礼物等をむさぼり取不申絵
図遅々仕間敷候事

この起請文の前書からは、正確に論所の絵図を作成すること、双方の村方や親類縁者から頼まれても決して蟲履はしないこと、絵図の作成手間賃は約束通りとしてその他の礼物を要求しないこと、などを誓約していたことが知られる。

また、絵図の作成に当たっては双方の村同士も起請文を作成しているが、その中ではつぎの様に絵図作成に関しての取り決めとともに、絵師にも起請文を提出させることとなっていた。

起請文前書

一論所有体ニ無相違双方立合壹枚絵図仕立可申事
一論所江双方立合之節非儀不申掛有体ニ可仕候勿
論口論仕申間敷候事
一絵師ニ茂御案紙之通為致誓詞可申事
一此度争論之場所ヲ絵図ニ書可申候無用之所者書
載申間敷候
一絵図之内申分相究不申所者絵図之内張紙ニ而訴
可申上事

この起請文前書にも見られるように、論所絵図は現地の正確な状況を、双方立ち合いの上で記載することが最も重要な要件になっていた。そこに絵師の第三者としての必要性が伺われる。

山論における絵師の役割と人数に関しては詳細な研究はほとんどないが、この事例では、当初は双方の村が共同で一人の絵師を雇うことにしておきながら、結局片方の村が当初の絵師を気に入らなかつたらしく、双方でそれぞれに雇うこととなった。こうした場合に、双方の絵師がそれぞれの村の立場に立って独自に絵図を作成するのであれば理解しやすいが、そうではなく共同で一枚の絵図を作成するとすると、絵師の立場というのは、絵師それぞれが村の代理人として振る舞うのか、あるいは全く中立な立場で公正に作業を進めるのかが問題となろう。この点に関しては起請文前書から伺われるように、絵師は双方どちらにも属することなく事実関係を正確に描写するものとされていたことは明らかである。

こうして見るときに、村に属する絵心のある農民が絵図作成に関わってはならないという慣習があったのではないだろうかと思われる。すなわち、論所絵図は、当事者が自己主張をするために作成されるのではなく、あくまでも中立公正な立場で作成されなければならないという意識が見られるのである。

これは、公的な裁決機関である藩の役所や幕府の評定所に提出することが前提であるため、現地調査なしで裁決するためには統一された一枚の絵図が

必要であった。それが、立会絵図である。そして絵師の最も重要な役割は、この立会絵図の作成だったのである。だからこそ、起請文を提出した上で当事者双方の主張を排除し、中立の立場で現況を絵図に記載しなければならなかった。

こうして作成された絵図を基本図として、それぞれの主張点は張り紙によって記載されたのである。

絵図の作成

双方の村で基本的な合意が成立すれば、実際に絵図の作成に取掛かる。争論の現場の山中に絵図小屋を設け、絵師はそこで絵図の作成作業に従事するのである。

綾部村が作成した山論諸入用小日記によれば、絵図其外諸入用として絵師に対する報酬以外に、現場作業に必要な物品代として、絵図小屋・絵の具・紙・野取板・間縄などが計上されている。この中に野取板と間縄が含まれることから、絵図の作成に関連して簡単な測量が行われたことは明らかである。しかし、測量の専門家を使っている形跡がないことから、村人が絵師が測量に関わったことになる。実際には、それぞれの村から出た農民が間縄を引っ張っていることが記録に見える。

おわりに

ここでは、美作地域における山論の一事例から争論における絵師の存在形態や絵図の持つ実質的な意味について見てきた。更に、絵師を雇い入れる過程や共同で絵図を作成する場合などには、争論の場での時として暴力的な敵対関係のみならず、幕府や藩の指導の下に、法的な手続きを重視しながらも様々な思惑や駆け引きで動く農民の意識が伺われる。

写真などは無く、また正確な実測図面の少ない江戸時代には、現地で双方立会の下に作成した絵図が争論の現状を示す資料としては唯一視覚的な有力証拠となりうるものである。そうした意味において、文書主義の近世社会で文書以上の証拠能力を持つ絵図を作成した絵師たちは、芸術作品や嗜好品の作成を越えた、社会的に重要な役割を担っていたことは明らかである。そうして残された、膨大な数の近世絵図を様々な文書資料に附属する参考資料的な位置づけのまま置いたのでは、近世社会の実像には迫ることができないのではないかと。非日常的な争論の場においてこそ不可欠な役割を担っている絵図の作成者たち。その存在形態や社会的な位置付けが成されなければならないであろう。

(註1)：木村東一郎『江戸時代の地図に関する研究』

(尾島 治)

Information

博物館からのお知らせ

平成10年度企画展 彫無季—その生涯と芸術—

●平成11年2月13日(土)～3月14日(日)
津山市出身の彫書家彫無季(1904～1992)は書と彫刻が一体となった彫書という新しい芸術を創造しました。その彫無季の人と作品を紹介します。

主な展示資料

聖哲・冲淡・槿花一朝(以上彫書)、禪・至善・大自在(以上書軸)、圓・空手把鋤頭(以上雅印)、硯、筆、墨、朱肉、原稿、來信、ベレー帽、メガネなど

平成10年度企画展 津山藩主松平斉民

●平成11年3月20日(土)～4月25日(日)
ペリー來航、大政奉還、江戸開城など幕末・維新の動乱期を生きた津山松平藩第8代藩主松平斉民の生涯とその歴史的役割について考えます。

主な展示資料

異国船渡來警備図、開国意見書、領地判物、領地目録、書状、江戸日記、国元日記、留守居方日記、美作国絵図、江戸藩邸図など

第41回美作の文化財めぐり —開館10周年記念特別例会—

●平成10年11月7日(土)・11月8日(日)
奈良県明日香村他 参加者43人

津山郷土博物館は本年4月2日に開館10周年を迎えました。これを記念する特別例会として奈良県飛鳥地方への1泊2日の研修旅行を実施しました。7日午後はバスを利用して橿原考古学研究所附属博物館、石舞台古墳、国立飛鳥資料館、山田寺跡を見学、8日午前には甘檜丘、水落遺跡、飛鳥寺跡、酒船石、伝板蓋宮跡、川原寺跡、橘寺、亀石、天武天皇陵、高松塚古墳など約7kmのコースを徒歩で見学しました。晴天にめぐまれ、夜の懇親会も盛り上がり、充実した2日間でした。

博物館入館案内

- 開館時間：午前9：00～午後5：00
- 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料：小・中学生 100円(80円)
高校・大学生 150円(120円)
一般 210円(160円)
※()は30人以上の団体



彫書「聖哲」

彫無季作 本館蔵

博物館だより No.21 平成11年1月1日発行

編集・発行：津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
☎(0868)22-4567 ☎(0868)23-9874

印刷：(株)廣陽本社

● は津山松平藩の楨印で剣大といひ、現在津山市の市章となっている。